郡山市告示第 346 号

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第19条第 1 項の規定により、県中都市計画地区計画 (安積町鶴坦地区計画) を決定したので、同法第20条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年11月4日

郡山市長 椎 根 健 雄

- 1 都市計画を変更する土地の区域 郡山市安積町成田字鶴坦及び長久保二丁目の各一部の区域
- 2 縦覧に供する図書 総括図、計画図及び計画書の写し
- 3 縦覧場所及び縦覧時間
 - (1) 場所 郡山市都市構想部都市政策課(郡山市役所本庁舎3階)
 - (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで (郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する 市の休日を除く。)